

海外旅行に行く皆さま必見!!

旅行申込みの注意点

覚えておきたい!

初めての海外旅行…まずは何からすればいいの??
 気をつけたいといけないことは何??
 海外旅行を申し込む際に、注意してほしいことをピックアップ!

詳しくは、
販売店係員に
お問い合わせ
ください!



その1 パスポート記載の名前で 申込みをしてください。

旅行を申込み際に、一字でもつづりに
相違があると、航空機等に搭乗できません!
 また、間違いに気づいて変更する際に
手数料がかかるので注意!

【例えば…】
 大野(おの)洋子(ようこ)さんのつづりは**ONO**又は**OHNO**、
YOKO又は**YOHKO**などの複数の表記があるので注意が必要です。
 しっかりパスポートと見比べて申込みをしよう!

その2 未成年者は 「親権者の同意書」が必要です!

20歳未満で親権者の同行がない場合は、
「親権者の同意書」が必要となります。



国によっては、法律またはホテルの規制により、
 未成年(親権者を伴わない18歳未満あるいは21歳未満)
 のみでの宿泊が禁止されている場合があります。
 未成年のお客様のみでのご参加は保護者の同意書があっても
 お受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。



その3 グループで申込み際、 代表者が「契約責任者」となります。

契約責任者は旅行の契約・内容について
 全員に知らせる責任があります。
 また、変更・取り消しが発生した場合は、
 契約責任者が窓口になり、販売店に連絡します。



その4 平和堂旅行センターでは、 ご出発の前に海外旅行保険に 加入されることをおすすめします

海外旅行で事故や病気に遭ってしまったとき、
 保険に加入していないと高額な治療費や
 救済費を支払わなければなりません。
 安心して旅行を楽しむためにも、
 海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

国によっては、海外旅行傷害保険の加入が
 義務づけられています。(チェコ・ラトビア・リトアニア)

その5 パスポートの有効期限に注意! また国によって、VISA(査証)が必要になります。

国によって、必要なパスポートの残存期間が異なります。有効期限が6ヶ月を切っている場合は要注意!
 詳しくは、販売店に問い合わせるか、各国のHPをチェック! 発行までに時間がかかることもあるので早めに確認!

▼〈パスポート事情一覧〉▼

国・地域名	査証・渡航認証	必要な旅券残存
大韓民国	不要	入国時3ヶ月以上必要(往復予約済航空券が必要)
台湾	不要	入国時3ヶ月以上
イタリア	不要	シェンゲン協定加盟国出国時90日以上
アメリカ	要(ESTA渡航認証が必要)	帰国時まで有効なIC旅券または機械読取り式旅券(入国時90日以上が望ましい)
オーストラリア	要	ETA・大使館での査証申請 帰国時まで有効なもの インターネットでの査証申請 申請時6ヶ月以上

(2015年8月現在)

平和堂旅行センターホームページ
 ツアー情報満載!

スマートフォンの方は
 コチラからアクセス▶



平和堂 旅行

検索

<http://travel.heiwado.jp/>